

令和2年8月12日

教職員の皆様へ

鳴門教育大学危機管理対策本部長

鳴門教育大学長 山 下 一 夫

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第9報）（8月12日更新）

令和2年7月28日に更新しました標記方針（第8報）及び県外への移動について（第6報）を、下記のとおり更新します。

現在全国で1,000人を超える新規感染者が報告される日もある中、県内での新規感染者も増加し、「とくしまアラート」が「感染拡大注意」に引き上げられました。

教職員の皆様におかれましては、引き続き、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集する場所」「近い距離で会話が行われる密接な場面」を避けるとともに、7月28日更新の「新型コロナウイルスに関する本学の対応（感染予防のお願い）について（第6報）」に基づき、感染予防に努めてください。なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

1. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）に準じて行ってください。

2. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

適切な感染対策が講じられていないイベントは、参加を控えてください。

3. 県外への移動について

当面の間、県をまたぐ移動は、慎重を期してください。発熱など体調が優れない場合は、自粛いただくようお願いします。

併せて、帰省等される親戚、友人がいる場合、体調を確認いただき、発熱など体調が優れない場合、帰省等を自粛いただくようお願いします。

やむを得ない事情で移動する必要性が生じた場合は、感染防止対策を十分に講じるとともに、【注意事項】を遵守してください。

また、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能としますが、帰県後14日間は健康観察を十分に行ってください。

なお、やむを得ない事情で県外から学外者に来学してもらう必要性が生じた場合には、検温や感染防止対策を特にお願いします。

【注意事項】

- ① 用務先での会食は控えてください。やむを得ない場合には、ガイドラインを遵守していることを示すステッカー・宣言書等の掲示を確認の上、徹底した対策をしてください。
- ② 用務先では感染リスクの高い場所に近づかないようにしてください。
- ③ 移動に利用する公共交通機関等では、徹底した対策をしてください。

4. 海外渡航について

海外渡航は原則禁止する。